



Title	『源氏物語』呼称論
Author(s)	飯田, 実花
Citation	大阪大学, 2026, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/105368
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 （ 飯 田 実 花 ）	
論文題名	『源氏物語』呼称論
論文内容の要旨 呼称（＝対象への呼び方）は、「誰が」「何（誰）を」「いかなる状況で」「どのように」称するか、という四要素によって構成される。従来の物語研究では、この四要素を複合的に考察することで、人物相互の関係性や、場面・状況による呼称選択の基準、社会制度との連関などを明らかにしてきた。本研究は、こうした研究史の達成をふまえつつ課題を見だし、その課題を克服することによって、『源氏物語』における表現の基盤・背景の解明を目指したものである。 研究史上の課題として、物語に登場する貴族の居所＝邸第に対する呼称をほとんど検討してこなかった点が挙げられる。登場人物はしばしばその居所の名称に基づいた呼称によって指示される。よって、人物呼称の前提に邸第呼称があるはずだが、これまでほとんど議論されてこなかった。これは、従来の呼称研究が、呼称のバリエーションが多い人物を取り上げるか、他に類を見ない特殊な呼称を取り上げることが中心であったためである。邸第呼称の場合、呼称のバリエーションは少なく、立地などの情報＋「院」「宮」「殿」という形（六条院・三条宮など）か、「院」「宮」「殿」単独の形に限られる。また、邸第呼称実在した邸第の呼称に類例が見られるため、特殊な呼称とも言えない。つまり、単に邸第呼称を検討してこなかったというだけでなく、呼称のバリエーションが乏しい対象や、それほど特殊でない呼称は検討対象とせず、「なぜそのように呼ぶのか」を問題としてこなかった点こそが、研究史上の重大な課題なのである。 これまで検討されてこなかったが、立地選択の背景や、「院」「宮」「殿」の差、そもそもなぜ固有名詞的に命名したのか、という問いは、物語成立当時の歴史的背景や価値観を解明する手立てとなりうる。これは人物呼称の場合も同じで、当該表現に対する同時代的な認識やイメージを解明しうる。そこで本論文では、これまで「なぜ」と問われてこなかった邸第呼称や人物呼称を取り上げることで、表現の文化的背景や同時代意識を検討した。また、呼称全般の網羅的な検討によって、『源氏物語』における呼称の性質と機能について、弁別意識、固有名詞化、定着といった点を具体的に提示し、表現の基盤についても考察した。 本論文は、序章、邸第呼称を扱う第一～第三章、邸第呼称・人物呼称を扱う第四・五章、人物呼称を扱う第六章、人物呼称の延長として人物に対する形容表現を扱う第七章、終章で構成される。 序章では、源氏物語呼称研究史を概観し、上述したような課題と本稿の問題意識を提示した。 第一章「邸第呼称の法則―光源氏所有邸第に対する「院」の使用に着目して―」では、光源氏所有邸第がなぜ「院」と称されるのか、その要因について検討を行った。邸第辞という概念を提唱し、『源氏物語』における邸第辞「院」「宮」「殿」の選択は、邸第所有者の身分に応じて行われるという法則を見いだした。そのうえで、光源氏所有邸第は、固有名詞的な呼称の場合にのみ法則と合致しない邸第辞の使用が見えるという特徴を示し、その要因について、光源氏の家の格を実際以上に高く見せ、皇族とのつながりを強調しようとする、物語の方法であると結論づけた。 第二章「邸第呼称の命名―長編化の一手法として―」では、固有名詞的な邸第呼称に着目し、なぜ物語内で固有名詞的に命名されるのか検討した。固有名詞的な邸第呼称の命名場面を取り上げ、命名を契機としてその邸第が物語の舞台となっていることから、人物呼称の命名が弁別を目的としているのに対し、邸第呼称の命名は物語が長編化していこうとする志向そのものを原動力としていると結論づけた。 第一章・第二章では、邸第呼称全般を網羅的に扱い、一般名詞的な邸第呼称と固有名詞的な邸第呼称があること、邸第辞の選択に法則性があること、邸第呼称の命名は物語の展開を導く、という邸第呼称全般の特徴を明らかにした。これをふまえ、第三章・第四章では、固有名詞的な邸第呼称を取り上げ、「なぜそのように呼ぶのか」検討した。 第三章「女三宮の「三条宮」―邸第呼称によるイメージ形成―」では、女三宮の邸第に対する呼称「三条宮」に	

について、物語内で複数の異なる邸第が「三条宮」と称されるのはなぜか、という観点から考察を行った。史実における「三条宮」と『源氏物語』における「三条宮」はいずれも、后や后腹といった特別に身分の高い皇女が、後見なしに自身で所有している邸第であった。これに対して女三宮は身分が一段劣っており、女三宮の身分を実際以上に高く見せようと描く、物語の方法であると指摘した。これは、従来行われてきたような准拠の比定ではなく、呼称を媒介としたイメージの形成・共有によって、史実の在り方が物語に投影される例と言える。

第四章「落葉宮の「一条宮」―邸第呼称と人物呼称の呼応―」では、落葉宮が邸第呼称・人物呼称ともに「一条宮」と称される点に着目し、「一条宮」の准拠として比定できる邸第がないこと、同一の呼称を用いた歴史上の邸第がないことをふまえ、『源氏物語』における邸第の配置状況から、立地として「一条」が選択された背景を考察した。落葉宮邸のある「一条」は物語内で空間的に孤立しており、物語内の登場人物の関係性のなかで落葉宮という人物も徐々に孤立を極めていく。このように、邸第・人物のいずれにも用いられる呼称「一条宮」を媒介として、邸第の在り方と人物の在り方が相互に呼応していくことを指摘した。

第三章・第四章はともに邸第呼称に関する各論であり、邸第呼称論の実践である。固有名詞的な邸第呼称が、当時の平安京における立地や呼称のイメージをふまえて、物語内でイメージや性質を構築していることがわかった。また、邸第呼称と人物呼称、邸第呼称と人物造型との関わりの深さも示した。

第五章「「大殿」再考―「おとど」との比較をとおして―」では、先行研究で政治権力との関わりが読み取られてきた「大殿」について、類似表現である「おとど」との比較によって特徴を考察した。その結果、「おとど」が個別的な個人を指す呼称であるのに対し、「大殿」は「家」や「一族」といった集団を前提とした呼称であることがわかった。また、先行研究における「御代の第一の人」という認識は、「大殿」が上接要素なしに用いられるという形態的特徴に基づく、語用論的な意味の獲得であると結論づけた。

第六章「葵上母に対する「大宮」呼称―『うつほ物語』正頼妻との比較をとおして―」では、歴史上帝の后に限って用いられた人物呼称「大宮」が、后になっていない葵上母に対して、なぜ・どのように用いられるのか、検討を行った。『源氏物語』において接頭辞「大」が使用される他の人物呼称の検討から、比較対象が存在する場合に「大」が用いられていることを確認し、そうした存在が周囲に登場しない葵上母に対する「大宮」の特殊性を指摘した。そのうえで、系図的に類似する『うつほ物語』正頼妻に対する「大宮」呼称を取り上げ、当初は弁別のため一回的に用いられた「大宮」が、徐々に正頼妻に対する固有名詞的な呼称として定着していったことを明らかにした。これをふまえ、葵上母の場合も、正頼妻を「先例」として「大宮」呼称が使用され、これが定着したと結論づけた。

第五章・第六章はともに、人物呼称論のなかで示されてきた従来の見解の問題を指摘し、修正を試みるものであった。従来の見解は、呼称選択の背景にある弁別意識について十分な注意が向けられていなかったために、「御代に一人」と判断し、政治性を強く読み取りすぎてしまったと考えられる。呼称による登場人物の弁別や、呼称の定着という性質は、呼称論のなかでも最初期から指摘されてきたが、改めてその重要性に注意を払うべきであろう。

第七章「落葉宮論の前提―制度の利用と印象操作―」では、内親王である落葉宮が「下臈の更衣腹」と呼ばれ軽視される要因を探った。内親王の特権性を確認したうえで、その制度を逆手にとった描写と、登場人物からの軽視によって、落葉宮が実際よりも低い身分であるかのように描かれていたことを明らかにし、落葉宮を論じるうえでの前提を更新すべきであると主張した。

人物に対する形容表現について、類例との比較、歴史上の制度との比較を行った結果、第一章・第三章の光源氏や女三宮と同様に、史実をふまえた表現によって実際とは異なる身分の印象づけが行われていたことが判明した。第七章は呼称を扱ったものではないが、本稿で行ってきた呼称に対する分析を、今後物語の形容表現全般に拡大していくことができる可能性を示しており、呼称論の展望として位置づけられる。

終章では、各章の結論をふまえ、本稿において明らかになったことを示した。まず、従来ほとんど検討されてこなかった邸第呼称を分析し、呼称選択の法則性や命名の背景といった特徴を解明するとともに、個別の邸第呼称の選択における当時の平安京に対するイメージや認識の投影が明確になった。また、近年等閑視されつつあった弁別意識や定着といった呼称の性質を、具体的に過程を示しながら再確認した。さらに、各章における網羅的な呼称の収集と分類によって、呼称による分析の方法論を示した。これらをふまえ、今後の課題として、邸第呼称から邸第そのものへ検討対象を広げるとともに、呼称の方法論をより厳密に構築しつつ、形容表現全般への考察を行い、『源氏物語』だけでなく王朝物語全般の表現の基盤や背景を解明する必要があることを示した。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (飯 田 実 花)			
	(職) 氏 名		
論文審査担当者	主 査	大阪大学 教授	滝川 幸司
	副 査	大阪大学 教授	渡邊 英理
	副 査	大阪大学准教授	浅井 美峰
論文審査の結果の要旨			
以下、本文別紙			

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 『源氏物語』呼称論

学位申請者 飯田 実花

論文審査担当者

主査 大阪大学教授 滝川 幸司

副査 大阪大学教授 渡邊 英理

副査 大阪大学准教授 浅井 美峰

【論文内容の要旨】

本論文は、源氏物語の呼称の中でも邸第に関わる呼称を検討するものである。呼称（対象への呼び方）は、「誰が」「何（誰）を」「いかなる状況で」「どのように」称するか、という四要素によって構成される。従来の物語研究では、人物呼称を主として取り上げ、この四要素を複合的に考察することで、人物相互の関係性や、場面・状況による呼称選択の基準、社会制度との連関などを明らかにしてきた。本論文は、こうした研究史の達成を踏まえつつ、物語に登場する貴族の居所＝邸第に対する呼称がほとんど検討されてこなかった点に着目し、邸第の呼称について論じるものである。

序章では、源氏物語呼称研究史を概観し、上述したような課題と本論文の問題意識を提示する。

第一章では、光源氏所有邸第がなぜ「院」と称されるのか、その要因を検討するために、邸第辞という概念を提唱し、邸第辞「院」「宮」「殿」の分析を通じて検証して、光源氏の家の格を実際以上に高く見せ、皇族とのつながりを強調しようとする、物語の方法であると結論づける。

第二章では、固有名詞的な邸第呼称に着目し、なぜ物語内で固有名詞的に命名されるのかを検討し、邸第呼称の命名は物語が長編化していこうとする志向そのものを原動力としていると結論づける。

第三章では、女三宮の邸第に対する呼称「三条宮」について、物語内で複数の異なる邸第が「三条宮」と称されるのはなぜかという観点から考察を行い、女三宮の身分を実際以上に高く見せようと描く、物語の方法であると論じ、呼称を媒介としたイメージの形成・共有によって、史実の在り方が物語に投影される例だと指摘する。

第四章では、落葉宮が邸第呼称・人物呼称ともに「一条宮」と称される点に着目し、「一条宮」の准拠として比定できる邸第がないこと、同一の呼称を用いた歴史上の邸第がないことを踏まえ、源氏物語における邸第の配置状況から、立地として「一条」が選択された背景を考察し、邸第・人物のいずれにも用いられる呼称「一条宮」を媒介として、邸第の在り方と人物の在り方が相互に呼応していくことを指摘する。

第五章では、先行研究で政治権力との関わりが読み取られてきた「大殿」について、類似表現である「おとど」との比較によって特徴を考察し、その結果、「おとど」が個別的な個人を指す呼称であるのに対し、「大殿」は「家」や「一族」といった集団を前提とした呼称であることを明らかにする。

第六章では、歴史上帝の后に限って用いられた人物呼称「大宮」が、后になっていない葵上母に対して、なぜ・

どのように用いられるのか検討を行う。系図的に類似するうつほ物語の正頼妻に対する「大宮」呼称を取り上げ、当初は弁別のため一回的に用いられた「大宮」が、徐々に正頼妻に対する固有名詞的な呼称として定着していったことを明らかにする。

第七章では、内親王である落葉宮が「下藤の更衣腹」と呼ばれ軽視される要因を探る。内親王の特権性を確認したうえで、その制度を逆手にとった描写と、登場人物からの軽視によって、落葉宮が実際よりも低い身分であるかのように描かれていたことを明らかにし、落葉宮を論じるうえでの前提を更新すべきであると主張する。

終章では、各章の結論をふまえ、本論において明らかになったことを示し、今後の課題を提示する。

【論文審査の結果の要旨】

源氏物語研究では、人物呼称が中心に論じられていたが、本論文では、これまで取り上げられることがほぼなかった、邸第の呼称を論じている。邸第は、実際の邸第との類例があるなど、呼称自体が問題にされることが希であったが、本論文では、なぜそのように呼ぶのかという根本的な問題を提起し、それを論じることで、源氏物語自身の機構（メカニズム）、どのように物語が構築されているのか、さらには邸第と密接に関わる人物の語られ方を明らかにし、新たな読解を提示している。

本論文は、序章、第一章～第七章、終章で構成される。序章、終章を除く七章のうち五章が既発表論文だが、そのうち3本が全国学会誌を含む外部査読雑誌に掲載されており、さらにそのうち1本が学会賞を受賞している。邸第呼称という研究課題が、学会で評価されていることが分かる。

本論文では邸第呼称を扱うだけに、物語の表現のみならず、歴史資料を駆使して議論を展開している。各種用例は丹念に読解され、また適切に配置されて蓋然性の高い結論を導いている。本論文で特記すべきは、邸第呼称を分析することによって、源氏物語がどのような機構・構造を持っているか、またどのように長編化がなされているかを明らかにしたことにある。例えば、第二章では、女三宮の邸第である「三条宮」が取り上げられるが、后腹の姫宮が住む「三条宮」というイメージを析出し、女三宮がその邸第に住むことで、あたかも后腹の姫宮のようなイメージが付され、実際の女三宮の身分よりも高いイメージで語られていることを明らかにする。その女三宮は物語上では未熟さが描かれるが、邸第呼称のイメージと齟齬するその姿によって、女三宮の未熟さはさらに強調されてしまうことになる。邸第呼称が邸第に限らずそこに住まう人物像に波及することを丁寧に跡づけた上で、邸第呼称のイメージを前提にしつつそれを逆手に取ることで、女三宮の人物像が形成されることになる。極めて明晰な議論であり、これまで数多くなされてきた女三宮論に一石を投じる。また第四章において、邸第に付く「院」「殿」「宮」を分析した第一章を踏まえて、これまで「～宮」と呼ばれた邸第が「～殿」と呼称されることで、この邸第の所有者（主人）が代わったことが暗示されるという。これも重要な指摘で、物語本文をより繊細に詳細に読解できるのである。

以上のように、邸第呼称の分析を通じて、物語の語られ方、人物の提示方法が抉り出され、これまで以上に繊細且つ詳細な読解に根拠を持たせることに成功している。それだけではなく、邸第を基点に社会的制度や歴史的文脈などの現実と拮抗しながら虚構を立ち上げていく動態の描出や、空間や場所への呼称による物語の活性化などの指摘は、源氏物語や他の物語の表現機構、その関係性をより深く解明する可能性や射程をも有しており、今後の研究のさらなる発展も大いに期待できる。

用語の扱いについての軽微な不備が見られるものの、長い研究史を誇る源氏物語に新たな研究視点を提示し、多くの成果を得た本論文は高く評価される。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。